＜資料1＞

◎国の基本問題（憲法関係）に関する見解（「連合の政治方針」）

われわれは、憲法論議を否定するものではない。われわれは、憲法の平和主義、主権在民、基本的人権尊重の三大原則を重視し、その貫徹を期す。

（1999年10月／連合第6回定期大会）

◎連合「国の基本政策検討作業委員会」の検討事項について（憲法関係）

○国会（衆・参）憲法調査会の動向について
○関係団体・友好政党等の動向について
○国会（衆・参）憲法調査会での検討課題
　－国民主権と国の機構
　－基本的人権
　－平和主義と国際安保

（2002年2月／連合第6回三役会）

以　上

＜資料2＞

２００２年2月２６日

公務員の労働基本権に関するILO提訴についての談話

日本労働組合総連合会
事務局長　草野　忠義

１．本日、連合は、連合官公部門連絡会との連名で、ILO「結社の自由委員会」に対し、「日本政府が、日本の公務員制度をILO 87号および98号条約を正しく適用した制度に改めることを求める」提訴を行い、また、その結論を本年 11 月予定の結社の自由委員会において示すよう求めた。

今回の提訴では、ICFTU（国際自由労連）、PSI（国際公務労連）、EI（教育ｲﾝﾀｰﾅｼｮﾅﾙ）、UNI（ﾕﾆｵﾝ・ﾈｯﾄﾜｰｸｲﾝﾀｰﾅｼｮﾅﾙ）、ITF（国際運輸労連）など、国際的な労働組合組織が共同提訴人となり、多くの労働組合が確たる支援を約束している。

２．現行の日本の公務員法制がILO条約に違反し、国際労働基準に適合していないことは、ILO結社の自由委員会等の度重なる報告・勧告で明らかになっている。しかし、日本政府は、これら ILO の再三にわたる批判と改善勧告を無視し、何らの改善措置もとらず、今なお労働基本権制約の法制度を維持している。

その上、昨年12月25日に閣議決定した「公務員制度改革大綱」は、労働基本権について「現行の制約を維持」する一方、制約の代償制度としての人事院の役割を大幅に縮小し、使用者としての政府の人事管理権限のみを強化する内容となっている。しかも、この閣議決定は、当該労働組合との十分な交渉・協議を経ずに一方的に行われており、①決定に至る手続き、②決定内容の両面に亘り、結社の自由をはじめとする ILO の諸原則に対する違反状況を更に悪化させるものである。

３．Ｇ８の一員である日本政府が、これ以上国際労働基準に違反することは、国際社会における日本の役割からして、許されるものではない。日本政府はこの ILO 提訴を真摯に受け止め、結社の自由委員会の審議に誠実に対応すべきである。

また、われわれは、ILO が迅速・公平な審議を行い、日本政府に対して適切な勧告を行うことを強く希望する。

４．連合は、連合官公部門連絡会とともに、公務員の労働基本権の回復、労使協議に基づく公正・公平な新人事制度の確立、特権的な「キャリア制度、天下り」廃止等を政府に再三申し入れてきた。しかし、政府はこれらを全く無視し、「大綱」に基づいて国家公務員法、地方公務員法等の改正作業を進め、2003年々頭の国会に改正法案を提出する方針としている。

連合及び連合官公部門連絡会は、この ILO 提訴を機に、「大綱」の撤回と国民本位の公務員制度改革を求める取り組みをさらに強めていく。

以　上

第90回ＩＬＯ総会（2002年6月）

「第 98 号条約：団結権及び団体交渉権についての原則の適用に関する条約」の適用に関する日本案件に対する条約勧告適用委員会の個別審査における議長集約

（連合訳）

委員会は、政府代表の声明とそれに続き行われた討議に留意した。

委員会は、「条約勧告適用専門家委員会」が反組合的な差別待遇に対する保護に関する条約第１条と団体交渉の促進に関する第４条についての問題を取り上げたことを想起した。

委員会は、この点に関して、国立病院セクターと公営企業における前向きな進展を歓迎し、政府が病院セクター労働者の団体交渉権を全面的に保証するための措置をとり続けるよう奨励した。

しかしながら、委員会は、公務員の自らの給与の決定への参加が、大幅に制限されていることに、懸念を持って留意した。

委員会は、条約が国家の運営に関与しない公務員には適用されることを想起しつつ、条約が適用される公務員の雇用諸条件は団体交渉の奨励および促進により決定されるよう、政府が、関係ソーシャルパートナーとの全面的な協議に基づき、現在進行中の公務員制度改革を活用することを、強く希望した。

委員会は、政府が、次の報告においてこの点に関する進展状況についての詳細な情報、とりわけ、法制度及び実態の両面における条約の全面的な適用を保証するために実施済みの措置および予定されている措置について、報告するよう要請した。

以　上

＜資料3＞

２００２年6月２８日

５月の失業率についての談話

日本労働組合総連合会
事務局長　草野　忠義

１．本日総務省が発表した５月の完全失業率は、前月比０．２ポイント増と５ヶ月振りに悪化し、５．４％の危機的水準に達した。とくに、失業者数は３７５万人、前年比で２７万人増加（１４ヶ月連続の増加）となり、非自発的失業者数も１５２万人と３ヶ月連続で前年比５０万人の大幅増が続いている。一方、雇用者数は、前年比９３万人減少と、３、４月の減少幅（４６万人、４１万人）を大幅に上回っている。

２．今回明らかになった雇用をめぐる一連の数値は、連合の再三にわたる主張にもかかわらず今年初めの補正予算で万全を尽くしたとして雇用創出など抜本的な雇用対策に手を拱いてきた政府の対応の誤りを示したものである。同時に、「景気は底入れした」とする政府の状況判断の誤りをも示したものである。政府は、この事態を重く受け止め、デフレ経済に歯止めをかけ、雇用不安を解消する責務を果たすよう、直ちに政策転換を行うべきである。

３．５月の失業者数が前年同月比２７万人増、非自発的離職者が５０万人増という数字は、発足１年を経過した小泉内閣の本質を端的に物語っている。「自民党を壊す」という宣言とは裏腹に、われわれの「雇用と生活を壊す」改革に他ならないということである。
われわれは、ハローワーク前での全国的な失業者アンケートなどにもとづき、政府の責任による雇用創出や失業保険給付の延長、職業訓練の拡充などの緊急かつ包括的な雇用対策の実施を要求し続けてきたが、これらの切実な要求はことごとく無視され続けてきた。
そればかりか、政府は、経営サイドのみの都合に偏った労働分野の規制改革や、財政再建を理由とした雇用保険、社会保険の給付制限などを打ち出すに至っている。

４．われわれは、失業者を含むすべての労働者の観点から、政府が緊急雇用対策と景気対策を直ちに打ち出すよう強く求める。
今国会の残された期日は少ない。政府は、早急に政労使雇用対策会議を開催し、勤労者生活の安定を第一とする政策転換を直ちに行い、補正予算を組み、雇用維持および創出、長期化する失業者の再就職と生活の支援、雇用創出に結びつくワークシェアリングなどの施策を実施すべきである。
同時に、労働分野の無原則な規制改革の動きを見直し、雇用安定に結びつくワークルールの確立を急ぐべきである。
また、失業を減らす雇用対策に全力を傾注するとともに、雇用保険への資金投入など。雇用のセイフティネットの拡充策を早急に行うべきである。
いずれにしろ、政策を転換することが急務であることを重ねて主張する。

以　上

＜資料4＞

２００２年6月１４日

内閣総理大臣
小泉　純一郎　様

日本労働組合総連合会
会長　笹森　清

緊急雇用対策・総合デフレ対策に関する要請書

勤労国民は、５年にわたる経済の低迷、デフレの持続の直接の影響を受け、戦後最悪の５％台、３５０万人を上回る失業に直面し、さらに５年にまたがる家計収入の減少に落ち込むなど、国民生活は危機的状況にあります。

５月の政府月例経済報告は「景気は、依然厳しい状況にあるが、底入れしている」としていますが、設備投資や個人消費は、相変わらず漸減・低迷し、報告も指摘しているように、「厳しい雇用・所得環境などが、今後の民間需要を下押しする」と見るべきであります。

このような危機的な状況、また私どもの重ねての緊急雇用対策の実施要請にも関わらず、政府の雇用対策、消費回復を中心とした景気対策は極めて不十分な現状にあります。また、来年度の予算編成の方針も歳出削減が優先し、生活改善や雇用対策は二の次とされています。

ここ数十年にわたって経験したことのない失業の増大、デフレの進行に対し、改めて、積極的な緊急雇用対策、および消費拡大策を中心にした総合デフレ対策を早急に実施し、国民の生活危機の打開をはかっていただくよう、下記のとおり強くご要請を申し上げます。

記

失業の増大を阻止し、深刻なデフレ・不況を打開するため、政府は、早急に３兆円規模の雇用対策および１１兆円規模の総合デフレ対策を、補正予算を編成して策定・実行し、失業の引き下げと景気回復をめざす。

１．雇用の安定確保・失業防止で将来不安を解消し、失業率を引き下げる（3.4兆円規模）

(1) 社会が求める分野で120万人以上の雇用創出事業を行う

介護福祉、医療、教育、環境保全、ＩＴ技術訓練、バリアフリー化など、社会が必要としている公共的事業を積極的に実施し、この１年間で新たに120万人以上の雇用を創出する事業を展開し、失業率４％以下への引き下げと内需拡大をめざす（国費1.8兆円）。

(2) 60万人規模で職業訓練を行う緊急能力開発基金を創設する

60万人規模で職業訓練を行う緊急能力開発基金（３年間で２兆円）を創設し、今後に成長が見込まれる新しい職種（ＩＴ等）を中心にして、地域関係者が参加した公的職業訓練、委託訓練などを実施し、失業者の再就職と新事業展開を支援する（国費0.6兆円／初年度）。

また、在職者の技能・技術の向上をはかるため、事業主による「事業内職業能力開発計画」策定の支援、およびこの「計画」を実行に移す政府の支援を行う。

(3) 雇用保険給付を拡大するとともに、訓練延長給付を拡充する

雇用保険給付は最低でも210日以上に拡大するとともに、訓練延長給付は抜本拡充して２年間の失業給付を行う（１兆円）。また、雇用保険の全国延長給付の要件である基本受給率については、3.5%に引き下げる。

(4) 雇用創出の「ワークシェアリング」に対する助成措置を講ずる

時短により雇用創出をはかる「ワークシェアリング」に対し、政府は新たな助成措置を講ずる。

２．消費回復策を中心としたデフレ対策を実施する（11.1兆円規模）

(1) 消費回復のため、消費税率を２％へ時限付きで引き下げる（7.5 兆円）

現状のデフレ経済を脱却するため、早急に消費税率を３％引き下げて２％とし、２年後から毎年１％ずつ引き上げ、５年目（４年後）に５％に戻す。２％分は、地方消費税１％および地方交付税の財源とする。

(2) 基礎年金の国庫負担割合を直ちに２分の１に引き上げ、年金不安の解消と可処分所得増により消費回復をはかる（2.6 兆円）

基礎年金の国庫負担割合を２分の１に引き上げるとともに、その分の年金保険料を引き下げ（国民年金保険料は月額3,000円、厚生年金・共済年金の被用者のみの保険料率は１％）、個人の可処分所得増により個人消費の回復をはかる。

(3) 医療不安を解消して、家計需要の回復をはかる

医療サービス体制の確立、診療報酬制度の「包括・定額払い」への転換、薬価基準制度の改革、高齢者医療制度の創設、医療情報の公開など、患者・被保険者の負担増なき抜本的な医療制度改革をすすめ、家計需要の回復をはかる。

(4) 住宅ローン利子控除、家賃控除制度を創設する（恒久化）（国費１兆円）

所得1,500万円以下の個人に対し、住宅取得借入金の返済金利子相当額もしくは賃貸住宅の支払家賃の20%（年間上限24万円）を税額控除する「家賃・ローン利子比例税額控除制度」を創設する。なお、現行の住宅取得等特別控除制度とは選択制とする。

(5) 住宅譲渡損失の繰越控除制度を拡充し、繰戻し還付制度を創設する

住宅譲渡損失の繰越控除特例は、賃貸住宅への住み替え時にも適用拡大する。また、譲渡損失額を前年の所得からも控除できる繰り戻し制度を創設する。

３．中小企業等への支援策を抜本強化する

(1) 金融検査は地域金融の実状を踏まえて行い、地域の中小企業等への資金供給を確保する

地域金融機関に対する金融検査が機械的・画一的に実施されることから、地域金融機関の中小・零細企業等への融資が細る問題が生じている。金融検査は、地域の金融機能の活性化をめざし、地域金融機関が中小・零細企業等に資金供給を行いうるものに改める。

(2) 信用保証制度の抜本拡充を行い、中小企業の倒産を防止する

政府は、地方公共団体を通じた信用保証協会への補助金と中小企業総合事業団への保険準備基金の拡充を行い、「信用保証制度」の抜本増強をはかり、中小企業等の倒産を防止する。

(3) 政府系金融機関の中小企業等への事業融資を強化する

商工組合中央金庫（商工中金）が本年３月より実施した「環境変化対応資金担保免除特例制度」は、多くの中小企業等が利用している。政府系金融機関の中小企業等への事業融資は、貸付要件・限度額等を改善して、より一層中小企業等が利用しやすい制度とする。

４．金融緩和策と金融安定化によりデフレ対策を強める

(1) 日銀の量的緩和の金融政策は、政府の内需拡大策と合わせて実施し、デフレ脱却をはかる

日銀が採っている量的緩和策により、金融機関の資金調達が下支えされているが、現行の金融政策のみでデフレを克服することは困難である。政府が行う内需拡大の財政政策の実施と連携し、積極的な金融緩和策を継続し、デフレ脱却をはかる。

なお、日銀のオペレーションは既発国債を中心とし、土地、株式、新発債などの購入は、モラルハザードを阻止するため、行わない。

(2) 安全で安心できる金融システムを確立し、金融機能の回復をはかる

① 金融機関の不良債権処理では、金融機関の資産の厳格な査定、不良債権への十分な引当を行い、産業再生を基本に「不良債権処理計画」を策定させ、経営者責任の明確化した法的処理等と雇用維持を確保しながら進める。

② 破たん前の金融機関への公的資金の注入は、当該金融機関の経営者の退陣などの経営責任、減資による株主責任を必ず問う。また、当該金融機関の「経営健全化計画」は、その実行状況も含めて政府の責任で国民に公表する。

(3) 為替レートの安定・適正化をはかる

産業の空洞化や輸入工業製品等の急増による物価下落に対処するため、円レートの適正水準への誘導策を実施する。

以　上

＜資料 5＞

平成 13 年版　働く女性の実情（概要）より

第 1‐13 図　所定内給与額と男女間賃金格差の推移

省略

厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

＜資料6＞

日本国憲法草案の社会権に関する修正意見

（昭和２１年・衆議院憲法改正小委員会）

＜「日本国憲法草案」の社会権の規定＞

第２３条　法律は、すべての生活部面について、社会の福祉、生活の保障及び公衆衛生の向上及び増進のために立案されなければならない。

第２５条　すべて国民は、勤労の権利を有する。
賃金、就業時間その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。
児童は、これを酷使してはならない。

第２６条　勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

◎日本社会党の修正意見

○草案第２３条第１項に「すべて国民は健康にして最小限度の文化的水準の生活を営む権利を有する」を挿入。草案第２３条を同第２項とする。

○草案第２５条を「すべて健全なる国民は労働の義務と労働の権利を有する。正当なる労働に対しては正当なる報酬を受ける権利を有する。国は就業に於ける機会均等と失業防止のために特に努力する。賃銀・就業時間その他の労働条件に関する基準は、法律でこれを定める。　児童はこれを酷使してはならない」と修正する。

○草案第２６条の次に１条を設け「国民は休息の権利を有する。国は最高８時間労働、有給休暇制、療養所、社交教養時間の設定等に努力する」を規定する。

○さらにその次に１条を追加し「国民は老年、疾病、労働不能に陥った場合、生活の安全を保障される権利を有する。右権利は社会保険の広汎なる発達、無料施設の給与、療養地の提供等により之を保障する。戦災その他による寡婦の生活は特に保護される」を規定する。

◎協同民主党の修正意見

○第２５条　「権利」の次に「及び義務」と挿入する。更に第３項として「勤労の義務は法律で定める」を設ける。

◇衆議院憲法改正小委員会（昭和２１年７月２５日～８月２０日）

日本自由党　甘日出虎　江藤夏雄　北令吉　高橋康雄
日本進歩党　犬養健　吉田安　原夫次郎
日本社会党　鈴木義男　森戸辰男　西尾末広
協同民主党　林平馬　　新政会　大島多蔵　無所属倶楽部　笠井重治

以　上

＜資料７＞

『日本の百年』（83 頁）国勢社

表 2‐24　従業上の地位別就業者数

省略